

付 議 第 10 号

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する 規則議案

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(昭和47年高知県教育委員会規則第7号)の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号**高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則**

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則（昭和47年高知県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「教育を」を「教育とを」に改める。

第8条中「その承認」を「、その承認」に改める。

別表第1中「本山町土佐町中学校組合立嶺北中学校」を「本山町立嶺北中学校」に、

「

| | |
|-------------|---|
| 高知県立四万十高等学校 | 四万十町立大正中学校 四万十町立北ノ川中学校 四万十町立十川中学校 四万十町立昭和中学校 |
|-------------|---|

」

を

「

| | |
|-------------|---|
| 高知県立四万十高等学校 | 四万十町立大正中学校 四万十町立北ノ川中学校 四万十町立十川中学校 四万十町立昭和中学校 |
| 高知県立清水高等学校 | 土佐清水市立清水中学校 |

」

に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部 を改正する規則議案説明

1 一部改正の目的及び内容

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 87 条第 1 項において、連携型高等学校は、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該高等学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき、教育課程を編成することができることが定められている。本県では嶺北地域、津野山地域、大正・十和地域で実施しているが、平成 26 年 4 月から土佐清水地域（高知県立清水高等学校と土佐清水市立清水中学校）において、連携型中高一貫教育を導入する予定であることから、これらの学校を追加するものである。

また、本山町土佐町中学校組合立嶺北中学校は、平成 23 年度から本山町立嶺北中学校になっていることから、併せて改正するものである。

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日とする。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(抜粋)

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(抜粋)

本則

(連携型中学校及び連携型高等学校)

第6条 別表第1の左欄に掲げる高等学校(以下「連携型高等学校」という。)においては、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第87条第1項の規定に基づき、それぞれ同表の右欄に掲げる中学校(以下「連携型中学校」という。)における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。

2 前項の場合において、連携型高等学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ連携型中学校と協議するものとする。

(併設型中学校及び併設型高等学校)

第7条 別表第2の左欄に掲げる中学校(以下「併設型中学校」という。)及びそれぞれ同表の右欄に掲げる高等学校(以下「併設型高等学校」という。)においては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第71条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育とを一貫して施すものとする。

2 略

(教育課程の編成)

第8条 校長は、毎年度学校の実情に適した教育課程を編成し、前年度の10月31日までに教育委員会に届け出て、その承認を受けなければならない。

本則

(連携型中学校及び連携型高等学校)

第6条 別表第1の左欄に掲げる高等学校(以下「連携型高等学校」という。)においては、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第87条第1項の規定に基づき、それぞれ同表の右欄に掲げる中学校(以下「連携型中学校」という。)における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。

2 前項の場合において、連携型高等学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ連携型中学校と協議するものとする。

(併設型中学校及び併設型高等学校)

第7条 別表第2の左欄に掲げる中学校(以下「併設型中学校」という。)及びそれぞれ同表の右欄に掲げる高等学校(以下「併設型高等学校」という。)においては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第71条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

2 略

(教育課程の編成)

第8条 校長は、毎年度学校の実情に適した教育課程を編成し、前年度の10月31日までに教育委員会に届け出てその承認を受けなければならない。

別表第1(第6条関係)

| 連携型高等学校名 | 連携型中学校名 |
|-------------|---|
| 高知県立嶺北高等学校 | 本山町立嶺北中学校 土佐町立土佐町中学校 |
| 高知県立禰原高等学校 | 禰原町立禰原中学校 津野町立東津野中学校 |
| 高知県立四万十高等学校 | 四万十町立大正中学校 四万十町立北ノ川中学校 四万十町立十川中学校 四万十町立昭和中学校 |
| 高知県立清水高等学校 | 土佐清水市立清水中学校 |

別表第1(第6条関係)

| 連携型高等学校名 | 連携型中学校名 |
|-------------|---|
| 高知県立嶺北高等学校 | 本山町土佐町中学校組合立嶺北中学校 土佐町立土佐町中学校 |
| 高知県立禰原高等学校 | 禰原町立禰原中学校 津野町立東津野中学校 |
| 高知県立四万十高等学校 | 四万十町立大正中学校 四万十町立北ノ川中学校 四万十町立十川中学校 四万十町立昭和中学校 |

平成 年 月 日教育委員会規則第 号

土佐清水市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
教委規則

土佐清水市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和 35 年 8 月 5 日教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 5 条の 2 とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(教育課程の協議)

第 5 条 清水中学校においては、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「規則」という。)第 75 条第 1 項の規定により、高知県立清水高等学校との一貫性に配慮した教育課程を編成することができる。

2 前項の規定により、当該中学校において教育課程を編成するときには、あらかじめ当該高等学校と協議するものとする。

第 7 条中「学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「規則」という。)」を「規則」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

土佐清水市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 学年, 学期及び休業日等(第2条・第3条)</p> <p>第3章 教育活動(第4条―第13条)</p> <p>第4章 職員の組織(第14条―第15条の6)</p> <p>第5章 職員の服務(第16条―第22条)</p> <p>第6章 施設設備の管理(第23条・第24条)</p> <p>第7章 雑則(第25条―第27条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第3章 教育活動 (新設)</p> <p>(教育課程)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(卒業証書)</p> <p>第7条 <u>学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。)</u>第58条(これを準用する場合を含む。)の規定によつて校長が授与する卒業証書は、別記様式第1号によらなければならない。</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 学年, 学期及び休業日等(第2条・第3条)</p> <p>第3章 教育活動(第4条―第13条)</p> <p>第4章 職員の組織(第14条―第15条の6)</p> <p>第5章 職員の服務(第16条―第22条)</p> <p>第6章 施設設備の管理(第23条・第24条)</p> <p>第7章 雑則(第25条―第27条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第3章 教育活動 (教育課程の協議)</p> <p><u>第5条 清水中学校においては、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。)</u>第75条第1項の規定により、<u>高知県立清水高等学校との一貫性に配慮した教育課程を編成することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により、当該中学校において教育課程を編成するときには、あらかじめ当該高等学校と協議するものとする。</u></p> <p>(教育課程)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>(卒業証書)</p> <p>第7条 <u>規則第58条(これを準用する場合を含む。)</u>の規定によつて校長が授与する卒業証書は、別記様式第1号によらなければならない。</p> |

土佐清水市における連携型中高一貫教育校の開設について

1 高知県立清水高等学校の現状と課題

清水高校は、土佐清水市唯一の高校であり、地域に根ざし、地域の支援を全面的に受け、ボランティアや環境美化等の活動に積極的に取り組み、地域の高等学校教育を支えている。平成7年には、米国フェアヘーブン高校と姉妹校締結を行い、今までに数多くの生徒が留学するなど、国際理解教育の推進にも取り組んでいる。また、国語、数学、英語で習熟度別授業を実施する等、きめ細やかな手厚い指導を展開し、ここ数年、国公立大学合格者は4人で推移していたが、平成25年度入試では9人となっている。

土佐清水市の中学校からの入学者がほとんどであり、市内の中学校卒業生の半数程度が進学してきている。地域の中学校卒業生数の減少により、入学者がここ数年、入学定員を下回った状態が続いており、今後も中学校卒業生数の減少が見込まれることから、学校が小規模化することが想定される。

学校規模が小さくなるにしたがって、教員数が減少し、各教科の専門教員を置くことが困難になってきており、非常勤講師で対応している教科が見られる。

【国公立大学合格者数（直近4年）】

| | H23 | H24 | H25 | H26 |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 合格者数 | 4 | 4 | 9 | 2 |

※H26はH26.3.20時点

【土佐清水市から清水高校への進学率（過去3年）】

| | H23 | H24 | H25 |
|----|------|------|------|
| 割合 | 54.6 | 41.5 | 54.0 |

【清水高校の入学者数（直近4年）】

| | H23 | H24 | H25 | H26 |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 定員 | 120 | 80 | 80 | 80 |
| 入学者数 | 75 | 55 | 74 | 41 |

※H26は前・後期のみ

【土佐清水市の中学校卒業生数の推移】

| | H23.3 | H24.3 | H25.3① | H34.3② | ②-① |
|------|-------|-------|--------|--------|-----|
| 中卒者数 | 130 | 130 | 137 | 92 | △45 |

※H34.3は推計で、「児童生徒数の進級時における過去3年間の残存率」による算定。

2 土佐清水市立清水中学校の現状と課題

土佐清水市立清水中学校は、平成25年度に高台に校舎を新築し、下ノ加江中学校、足摺岬中学校、清水中学校、三崎中学校、下川口中学校の5中学校が統合して、土佐清水市唯一の中学校になっている。複数の学校が統合した新たな学校として、これから、学校の歴史、文化を築いていかななくてはならない過渡期にある。小規模校が統合されているため、人間関係能力やコミュニケーション能力が不足している生徒が見られる。また、基礎学力の低下や生徒会活動の弱体化が喫緊の課題になっている。

3 連携型中高一貫教育を導入する意義

連携型中高一貫教育を導入することにより、中学校においては、習熟度別授業等によりきめ細やかな指導が可能になり、基礎学力の定着が図れること、異年齢の生徒が交流することでコミュニケーション力をはじめとする社会適応能力を育成することができること、生徒会活動での交流により、生徒会活動の活性化が図れることが期待できる。

高校においては、中学校教員を活用して各専門教員を配置することが可能になり、教育活動の充実が図れること、中学生が清水高校で十分に自分の力を伸ばし、進路を実現できることを体感することで、清水高校への入学者が増加することが期待でき、広く外部からも学校の取組が認められる魅力ある学校づくりをすることが可能になる。

また、中高の教員が、中高の6年間を見通した計画性のある継続的な取組を行い、相互に交流を深めることで、指導力を向上させることができる。

4 平成26年度の連携について（予定）

連携授業については、高校から中学校へは、国語、数学、英語の高校教員が最初は中学校教員とのTTの形態で授業を行い、その後、中学校・高校教員単独での習熟度別授業の形態に発展させていく。中学校から高校へは、体育、美術の中学校教員が高校教員とのTTまたは単独で授業を行う。

その他、中高合同による弁論大会、研修会等を実施し、その際、清水高校の取組を中学校側に、十分理解してもらうために、高校説明の時間を設けることも考えている。

5 連携型中高一貫教育実施後の姿

中高一貫教育において、中高の接続に配慮したきめ細かい学習指導、中高交流による教員の指導力向上、部活動や特別活動での生徒の交流による体験活動の活性化等、6年間という期間を活かした取組を通して、生徒一人一人の個性を伸ばし、進路を実現する体制を構築することで、地域の中学生や保護者から期待される学校、進学したいと思える学校とする。